

◎新潟県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年5月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問入浴介護し うんじ	新潟県新発田市 真野原外 3331 番 地 2	社会福祉法人紫 雲寺加治川福祉 会	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 4 月 30 日
株式会社リポー ン	新潟県上越市大 字大日 34 番地 5	株式会社リポー ン	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 30 日
ゆきだるま介護 センター	新潟県上越市安 塚区和田 2404 番 地 4	株式会社地域福 祉メディカルサー ビス	通所介護 介護予防通所介護	平成 27 年 3 月 23 日	平成 27 年 4 月 30 日